

○厚生労働省令第二号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第二十五号の七を第二十五号の八とし、第二十五号の二から第二十五号の六までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二（二E）―N―「四―（三―クロロ―四―フルオロアニリノ）―七―」（三S）―オキソラン―三―イル」オキシキナゾリン―六―イル―四―（ジメチルアミノ）ブター―二―エナミド（別名アフアチニブ）、その塩類及びそれらの製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第二十六号の三十四の次に次の一号を加える。

二十六の三十五 N―(四・六―ジアミノ―二―一―「(二―フルオロフェニル)メチル」―H―
ピラゾロ「三・四―b」ピリジン―三―イル」ピリミジン―五―イル)―N―メチルカルバミン酸メ
チル(別名リオシグアト)及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第九十六号の二十三の次に次の一号を加える。

九十六の二十四 ブレンツキシマブ ベトチン及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第九十七号の次に次の一号を加える。

九十七の二 (二S)―四・四―(プロパン―二・二―ジイル)ビス(ピペラジン―二・六―ジオン)
(別名デクスラゾキサシ)及びその製剤

附 則

この省令は、公布の日から施行する。